

第23回青森県男女共同参画審議会議事録

日時 平成23年11月14日（月）

13時00分～15時00分

場所 ラ・プラス青い森4階ル・シエル

[出席委員] 佐藤(恵)委員、内海委員、日景委員、佐藤(淳)委員、山谷委員、斉藤委員、鈴木委員、益城委員、富山委員、石田委員、北村委員、木村委員

[欠席委員] 松本委員、東出委員、越善委員

司 会： ただ今から第23回青森県男女共同参画審議会を開会いたします。開会にあたりまして、名古屋環境生活部長から御挨拶申し上げます。

名古屋部長： 本日は御多忙のところ、御出席を頂きまして誠にありがとうございます。また委員の皆様には、日頃から男女共同参画行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

去る11月5日アピオあおもりで開催されましたパートナーセッション2011におきまして、平成23年度青森県いきいき男女共同参画社会づくり表彰が行われ、当審議会の会長を務めていただいております佐藤恵子様有功労賞を受賞されましたことを御報告申し上げます。誠にありがとうございます。

さて、少子高齢化など、社会経済情勢が急激に変化する中で、男女が共に個人として尊重され、喜びと責任を分かち合いながら、社会のあらゆる分野でそれぞれの個性と能力を十分に発揮することができる、男女共同社会の実現はこれからの活力ある地域社会を維持していく中で、ますます重要となってきました。

本県では「新あおもり男女共同参画プラン21」におきまして、「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」を目標として、様々な施策を展開し、男女共同参画社会の実現を目指して参りました。このプランの計画期間が今年度までとなっていることから、平成24年度からの新たな基本計画策定のため、6月30日に男女共同参画の推進に関する施策の基本的な方向につきまして当審議会に諮問させていただき、本日は答申をいただく予定になっております。

前回までの審議会でも、委員の皆様から頂きました御意見等を踏まえて策定した基本計画案により、9月から10月にかけて県民等を対象としたパブリック・コメントを実施いたしました。本日の審議会ではパブリック・コメントの結果や、その後の修正内容につま

して、事務局から説明した後、現在のプランにおける関連指標の進行状況と平成23年度版の青森県の男女共同参画の現状と施策について御報告いたします。

委員の皆様には忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げますとともに、本県の男女共同社会の実現に向けまして、なお一層の御理解と御協力を申し上げまして、御挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

司 会： 大変申し訳ありませんが、名古屋部長につきましては、業務都合によりここで退席させていただきます。

それでは、会議内容の公開についてお願い申し上げます。本日の審議会における御発言につきましては、県の行政改革大綱の提言に基づき、後日県のホームページに議事録として公開することとしておりますので、予め御了承願ひます。

ここで会議の成立につきまして御報告いたします。会議は青森県附属機関に関する条例第6条の3に基づき、半数以上の出席を必要としております。本日は委員15名中、松本委員、東出委員、越善委員の3名の委員が欠席されておりますが、過半数の出席がございますので、会議は成立いたしております。

それでは、議事に入らせていただきますが、青森県附属機関に関する条例第6条の2に基づき、会長が会議の議長となることが規定されておりますので、この後は佐藤会長に議事を進めていただきます。なお、皆様にお願ひがございます。御発言の際は恐縮ですが、必ずマイクを御使用くださいますようお願いいたします。それでは、佐藤会長よろしくお願ひいたします。

佐藤会長： 皆様こんにちは。座って議事を進めさせていただきます。改めまして、今日は皆様お忙しいところ御出席くださいますありがとうございます。先程名古屋部長からもお話がありましたように、今日は、これまで2回にわたって審議を続けて参りました新しい「第3次あおり男女共同参画プラン21」の答申のための最終審議となります。

それが一番主要なものなのですが、他に2点程案件がございます。それと、もう1つ今日の会議は今期の委員による最後の審議の場となります。最後まで審議を尽くして自信のある案を持って答申に臨みたいと思っております。どうぞ御協力をお願いいたします。

では、早速審議に入りたいと思います。

まず、案件の第1点目ですが、皆様のお手元にありますように、「第3次あおり男女共同参画プラン21（仮称）」ですが、その答申案について審議を行います。資料として答申案が配布されていますが、まず、パブリック・コメントの結果及び県の関係課や市町村からの意見、また事前に伺った委員の皆様からの御意見、それらを踏まえた答申案、修正した答申案について、事務局から内容等について説明をお願いします。その後で、答申案の内容について御議論いただきまして、最終的に当審議会の答申としてまとめたいと考えております。それでは事務局から御説明をお願いします。

山谷GM： 本年6月から長きにわたって御審議いただいているわけですが、本日が最後となりますのでどうぞよろしく願いいたします。それでは座って説明させていただきます。

最初に字句の修正が2カ所ございます。1ヶ所目は12頁「③就業構造の変化」の2段落目「しかし、年齢別労働力率をみると、女性の場合依然として、出産・育時期に当たる」の「育時期」の「じ」を「児」に修正をお願いいたします。2ヶ所目は18頁体系図の重点目標12「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」の2「防災・災害対策分野…」になっているところを「防災（復興）対策分野における女性の参画推進」と修正をお願いいたします。

それでは資料1と資料2を両方見ながら、パブリック・コメントで提出された意見とそれに対する県の考え方を説明させていただきます。

1番目は、資料1の3頁目をお開きください。第1章「計画の策定にあたって」の四角で囲っている用語解説部分「固定的（な）性別役割分担意識」についてです。“「固定的性別役割分担意識」について、女性が自分自身の意思で家庭に入りたいと考えることは固定的な考えなのか。県の考えを明示してほしい。自由に自己決定できることこそ重要な事であって、本人の意思すら曲げる政策であってはならない。”という御意見ですが、県としては“本計画は性別によって役割を分担する意識が個人の能力や個性の発揮を妨げる場合、その考え方を解消しようとするものであり、個人の自由な選択を阻害するものではありません”ということで、修正はいたしません。

2番目は、14頁（3）「女性に対する暴力」についてです。“暴力は男女を問わず問題であり、「女性に対する」と限定するのは性差別となるため、「異性に対する」あるいは「弱者に対する」と改めるべきである。”という御意見で、同様の意見は全部で3件ありました。県は“男女を問わず、暴力は重大な人権侵害であり、青森県男女共同参画推進条例においても、基本理念として夫婦・男女間の暴力の根絶その他男女の人権の尊重を掲げております。本計画では、男女間の暴力の被害者に女性が圧倒的に多いという現状を踏まえ、新たな課題の1つとして記述したものです。”と回答し、修正はいたしません。

3番目は、同じく14頁の「女性に対する暴力」の本文3段落目についてです。「女性に対する暴力は重大な人権侵害であると同時に、本人だけでなく子どもの人格形成に重大な影響を及ぼすものであることから」と記述している箇所について、“「子供の人格形成」に言及しているが子どもへの悪影響は母親への暴力だけでないことから、「家庭環境の向上」という観点から検討すべきである。”という御意見です。県は“本計画では、男女間の暴力の被害者に女性が圧倒的に多いという現状を踏まえ記述したものです。「家庭環境の向上」という観点については、青森県次世代行動計画「わくわく子育てプラン」において総合的に取り組んでおります。”ということから修正はいたしません。

4番目は、同じ14頁、（4）「県民意識調査の状況」についてです。“「男女の地位の平

等感」について、調査結果でやや男性優位も含めまして「男性優位」の割合が自分が感じているのに比べて多すぎており違和感を覚える。調査段階で「男性優位」への誘導があったのではないかとこの御意見です。これには「青森県男女共同参画について意識調査」は、男女共同参画に関する県民の意識及び男女共同参画行政に対する要望等を把握し、今後の男女共同参画施策の検討に資するため、平成21年度に実施したものです。調査は県内に居住する満20歳以上の男女を対象に無作為抽出した3,000人に、郵送により実施いたしました。調査結果については県のホームページをご覧ください。」と回答いたします。

5番目は、19頁「重点目標1」の「政策・方針決定過程への女性の参画推進」で、女性を積極的に登用していくということを述べていることについて“委員候補の能力と意思を尊重し、単なる「員数合わせ要因」にならないようにしてほしい。”という御意見です。県は“御意見の趣旨は、施策推進等にあって参考とさせていただきます。”と回答いたします。

6番目は、24頁「重点目標4 男性にとっての男女共同参画の推進」についてです。“「男として当然のことができていない」とされる男性に目を向け、ジェンダーの観点からその劣等感や抑圧に対する「癒し」と「解放」を提供することで「男性の側からの男女共同参画」に実体を持たせることが必要である。”という御意見です。県は“御意見の趣旨は施策推進等にあって、参考とさせていただきます。”と回答いたします。

7番目は、25頁1行目「教育は、社会の中で男女平等の考えが最も進んだ分野」について、“「教育は、社会の中で男女教育平等の考えが最も進んだ分野といわれています」と記述があるが、社会の中で他の分野に比べると制度的に進んではいたが、「最も進んだ」とは言い難いので「比較的進んだ」に改めた方がよい。”という御意見です。御意見の趣旨を踏まえ、「最も」というところを「比較的」と修正します。

8番目は、同じ25頁<施策の方向>2「保育や教育の場における男女共同参画の推進」について“保育の施策が不明であるため、保育の部分にあたる施策について記述があればよいのではないかと”という御意見です。ここは「③保育・～」と修正いたします。

9番目は、27頁「基本目標のⅢ」の4段落目の2行「年齢や障害の有無にかかわらず・・・」についてです。これは基本目標のⅣに全く同じ文章がございます。基本目標のⅢの4段落目の2行は削除もれとなっておりましたので、削除いたします。

10番目は、同じく27頁「雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保」について“「しかし、賃金や募集・採用・昇進の面で男女の格差が依然として残されています。」と記述があるが、男女雇用均等法に照らして、違法行為が黙認されているという誤解を与える恐れがあるため、「存在する」などとしてはどうか。”という御意見です。これに関しましては、「しかし～」以降の部分は全て削除したうえで、下の方に赤字で追加していますとおり、「しかし、賃金や昇進などの面で男女の事実上の格差が存在していることから、今後は・・・」云々と修正いたします。

11番目は、31頁「重点目標9 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」について“これまでの雇用改革により日本の雇用体系が破壊され、父母共に働いてようやく食べていける家庭が急増している。官民一体となって雇用改革の欠陥を見直すべきである。”という御意見です。県は“御意見の趣旨は、施策推進等にあたって参考とさせていただきます。”と回答いたします。

12番目は、32頁「仕事と生活の調和」について、“男女が共に、家事や育児、介護を分担できるように労働時間を短縮する等、従来のライフスタイルを見直す必要があります。”の記述があるが、労働法を守らない悪質な業者に対して刑事罰を設けるなどをしないと実現できないのではないか。地方自治法を逸脱しない範囲で、刑事罰を設けられるように考えてほしい。”という御意見です。県は“労働基準法や男女雇用機会均等法等の労働法に基づく指導及び監督事務は国の専管事務で、地方公共団体の固有事務等でないため、地方自治体第14条第1項に基づき条例を制定することは、これは罰則規程を含むということですが、条例を制定することはできないものと考えます。”と回答します。

13番目は、34頁「基本目標のIV 地域社会における男女共同参画の実現」の「重点目標10」、「重点目標11」で、「高齢者・障害者・外国人等」と「生活上の困難に直面する男女」を対象にしていることについて“地域社会には、高齢者・障害者・外国人・生活上の困難に直面する人以外にさまざまな人がいる中で、この方々だけを特化している印象を与えるのではないか”という御意見です。県は「地域社会において特に配慮が必要と考えられる方々に対する施策を進めるため重点目標としています。」と回答いたします。

14番目は、34頁「高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境づくり」についてです。“男女共同参画の問題として取り上げるべきではない。”という御意見です。県は“高齢者人口に占める女性の割合が高く高齢者施策の影響は女性の方が強く受けることや、障害・日本で生活する外国人等であることに加え、女性であることから複合的に困難な状況に置かれている場合など人権尊重等の観点からの配慮が必要と考え、今回の計画では重点目標としたものです。”と回答します。

15番目は、35頁〈施策の方向〉1-①について、“保健福祉というのは介護保険も含めた広い概念で使われるものなので「高齢者に対する保健福祉の整備」として用いるのであれば、「高齢者保健福祉の推進」は違う言葉を使用するほうがよいのではないか。”というご意見です。「高齢者保健福祉の推進」を「高齢者の保健福祉サービスの充実」と修正いたします。

16番目は、重点目標10の「障害」という言葉についてです。“「障害者」及び「障害」の「害」の字のひらがな表記について、「障害」の「害」という漢字の否定的なイメージを考慮するとともに、障がいのある方の人権を尊重するという観点から、「害」の字をひらがな表記にすることは、現在のノーマライゼーション社会には必要なことと考える。”という御意見です。県は“「障害」の表記については、～国もこの“障害”を使っているわけですが～、国の動向や県内の障害団体等の意見を踏まえ、現段階では、ひらがな表記をしてい

ません。今後も関係者等の意見を伺いながら、適切な表現方法について検討していきたいと考えております。“と回答します。

17番目は、36頁「重点目標11 生活上の困難に直面する男女への支援」についてです。“これまでの雇用改革により日本の雇用体制が破壊され、父母共に働いてようやく食べていける家庭が急増している。官民一体となって雇用改革の欠陥を見直すべきである。”という御意見です。県は“御意見の趣旨は、施策推進等にあたって参考とさせていただきます。”と回答します。

次の18番目の前に、19番目をご覧ください。“「女性に対する暴力は～」と記述があるが、暴力は性別に関わらず許されないものであるため、「男女間における暴力の根絶」「弱者に対する一方的な暴力は人権侵害」等の表記とし、性差別せずに取り組むべき課題である。”というご意見で、同様の意見は全部で9件ございました。御意見を踏まえ修正します。

“「すべての暴力は、被害者の人権を著しく侵害するものであり、性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。被害者には男性もいますが、特に女性が被害者になる場合が多く、その背景には固定的な性別役割分担意識や経済力格差など社会構造の問題が存在していると考えられ、男女共同参画社会を形成していく上で大きな妨げとなっています。女性に対する暴力は・・・」と続け、そのあとの「女性の人権を直接に侵害するものであり」と「平和な社会を脅かすものです。」という部分については削除して文言を整理しました。

18番目に戻って、同じく38頁の次の段落で“「一部のメディアに見られる、性差別に繋がる表現や情報を改善する」との記述があるが、行政権による表現への介入は避けるべきであり、メディアの改善はメディアに委ねられるものである。”というご意見です。同様の御意見は2件ありました。県は、“メディアによってもたらされる情報が社会に与える影響は大きいと、基本法及び条例の基本理念に基づいて人権に配慮した表現になるよう自主的な取組を促すもので、表現の自由等を規制するものではありません。”と回答します。

20番目は、39頁＜施策の方向＞1-③「有害環境の浄化対策の推進」についてです。“「浄化」という言葉はあまりいい言葉ではない。「有害環境」と男女共同参画は基本的に無関係であり、表現規制には賛成できない。”同様の御意見が全部で5件でした。県は“県では、青森県青少年健全育成条例に基づき、著しく青少年の性的感情を刺激する等の恐れのある図書等について慎重に審議した上で、有害図書等の指定を行い、青少年への販売等の防止を図っております。「有害環境の浄化」は、当該条例で規定されているものであり、暴力根絶のための環境づくりの一つの施策の方向としたものです。”と回答します。

21番目は、同じく39頁＜施策の方向＞3-⑧「デートDV等の予防の推進」についてです。“予防のための意識啓発を進めていくというのであれば、そのことをそのまま述べた方が分かりやすいのではないかと。」「予防を推進する」は理解しにくい。”というご御意見を踏まえ「デートDV等の予防啓発」と修正します。

22番目は、40頁「重点目標14 メディアにおける男女共同参画の推進」の2段落

目についてです。“しかし、依然として、一部のメディアには、性別に基づく固定観念にとらわれた表現や女性の性的側面を強調したり、女性に対する暴力を無批判に扱った情報などが多くみられます。表現の自由は認められるべきですが、その一方で表現される側の人権や、性・暴力表現や不快な表現に接しない自由も尊重されなければなりません。”の記述があるが、不快な表現に接する自由も尊重されるべきであり、個人の解釈に干渉するような記述は、行政の表現規制に繋がるものである。また、「女性の表現」についてのみ言及しているのは性差別である。”というような御意見が全部で12件ございました。県は“メディアによってもたらされる情報が社会に与える影響は大きいため、基本法及び条例の基本理念に基づいて人権に配慮した条件になるよう自主的な取組を促すもので、表現の自由等を規制するものではありません。”と述べています。また、「女性」に限った表現については、御意見の趣旨を踏まえ、「女性の」と「女性に対する」を削除し一部修正します。

23番目は、40頁の3段落の2行目「メディアで働く女性を増やし・・・」については、御意見の趣旨を踏まえ、一部修正し「メディアにおける方針決定過程への女性登用によって・・・」と表現を改めます。

24番目は、40頁の4段落について“一方、高度情報通信社会においては、個人が情報を主体的に読み解き自ら発信する能力（メディア・リテラシー）を養うことが不可欠であり、そのための支援を行う必要があります。”の記述があるが、非常に重要なものであり、特に中高年層に対しITの活用が出来る支援を行うことが必要である。表現に関しては、直接的な規制ではなく、メディア・リテラシー教育の普及の方が有効である。”という御意見が全部で4件ございました。県は、“御意見の趣旨は施策推進等に当たって参考とさせていただきます。”とします。

25番目は、同じく40頁の＜施策の方向＞2「行政が作成する広報・刊行物等における性差別につながらない表現の促進」についてです。“行政機関が率先して模範を示すことは望ましいが、一般市民に強制するべきではない。”という御意見が2件ございました。県は、“県の広報、出版物における表現が男女の人権に対する配慮を欠くことのないよう、職員に対して啓発するものであり、一般県民に対して強制するものではありません。”と回答します。

26番目は、41頁の「生涯を通じた男女の健康支援」の一番最後の段落に「男性は・・・」と記述している部分です。“男女平等に配慮した文言になっているので望ましい。男性の健康支援と自殺率の高さに対する問題を取り上げたのは、大いに評価できるものである。”ということで2件ございました。県は「高評価をいただきありがとうございます。」と回答します。

27番目は、健康の分野に“福島原発の放射性物質拡散問題等に対応するため、被爆に起因する健康問題や妊婦対策などに関する加筆を検討すべきである。青森県は六ヶ所村の再処理施設等関連施設を抱えているため考慮すべきである。”という御意見です。県は“本計画では、男女共同参画の推進にあたり男女とも互いの身体的な特徴を理解し合い生

涯にわたって心身ともに健康に生きることができる環境づくりを施策の方向としたものであり、特定の事象に関して言及いたしません。」と回答します。

28番目は、同じく41頁「生涯を通じた男女の健康支援」の2段落目です。“特に女性の身体には、妊娠・出産のための仕組みが備わっていたため」の記述について、女性のからだを機械のように捉えた表現であるため「女性特有の身体的特徴を有しているため」等の女性を尊重した表現とした方がよい。”という御意見です。御指摘を踏まえ、“特に女性は、妊娠・出産などの女性特有の身体的特徴を有しているため、生涯を通じて…”という形に修正いたします。

最後29番目は、第3章の45頁の4に「関係機関、民間団体、企業等との連携」についてです。“関係機関との連携を図る際に、関係機関のメンバーに弁護士や医師などの専門知識のある人材を使うべきである。”という御意見です。県は“御意見の趣旨は、施策推進等にあたって参考とさせていただきます。”と回答します。

以上、パブリック・コメントは全部で個人が19名、うち3名が匿名で無効となりましたので、有効意見提出者16名、県内が1名、県外が15名という内訳です。団体は青森市と弘前市の2市で、延べ61件です。同じ意見はまとめており29項目となっています。

引き続き、資料3で審議会委員及び県庁内からの御意見を説明いたします。

1番目は、鈴木委員からです。資料1の27頁。下から4行目の“「配偶者暴力防止法」については、雇用の分野には直接関係ないものであり、他の分野でふれていることから、必要ないのではないか”ということで、御意見のとおり削除させていただきます。

2番目は、同じく鈴木委員からです。31頁について“労働に関わる休業制度は、育児と介護だけではないので、次のとおり修正をお願いしたい。”ということで、“「しかしながら、実際には育児・介護休業等規定のない事業者があることや、～育児休業や介護休業などを・・・」”と修正いたしました。

3番目は、36頁重点目標12のタイトルを「地域づくり、防災・環境保全をはじめとする地域活動における男女共同参画の推進」と修正してはどうかという御意見です。“「その他の分野」では、範囲がどこまでなのかよくわからないので、もう少し具体的な表現にした方がよいのではないか”という御意見ですが、そもそも“地域のみならず、あらゆる分野において男女共同参画の推進は必要であるが、その中でも防災分野と環境分野について重点を置いたものであるから、このタイトルはこのままとさせていただきます。”といたします。

4番目は、37頁の1～2行目の“「災害発生時には、不便な生活環境の下で家事や育児などの家庭的責任に対する負担が女性に集中する問題が明らかになっており、・・・」について、問題はニーズの違いにより生じていることであり、「問題」を記述する必要がないのではないか”という御意見ですが、“「問題」を記述することで、より明確に施策の方向が見えてくることから、削除せずわかりやすく加筆する”こととし、「性別に関わりなく持てる能力や、男女のニーズの違いを把握してすすめる必要があります。」というふうに加筆い

たします。

5番目、6番目は37頁。原子力安全対策課から“「復興」を「復旧」とする”、生活再建・産業復興局からは“防災（復興）、災害（防災・復興）といった表現が混在しているので、整理した方がよいのではないか。”という御意見です。これには“「災害復興」は民間等も含め広く災害からの復興を示すのに対し、「災害復旧」は公共的な施設等の機能の復元を指すことから、支援が必要とされる「復興」について記述することとし、次のとおり整理し修正する。”とし、全て「防災（復興）」に統一して修正しました。

7番目は同じく37頁の上から4行目。生活再建・産業復興局から“現状では、災害（防災）対策の方針決定過程の女性の参画はまだ進んでいないことから～”という表現を、「復興については、青森県復興ビジョン策定懇談会の委員12名中3名を女性とするなど、女性の参画を配慮しており、実態に合っていないので、修正をお願いしたい。“という御意見です。この意見には“復興対策については、特定の懇話会のみをさしているものではなく、広く防災・復興対策の方針決定過程への女性の参画を進めることから、現行どおりとする。”ことといたします。

8番目は、同じく37頁<施策の方向>2「防災・災害対策分野における女性の参画推進」は全て統一して「防災（復興）」に修正いたします。

9番目も同じく37頁<施策の方向>2「防災・災害対策分野における女性の参画推進」についてですが、“③「被災現場への女性の参画」について、具体的イメージがなく主旨が不明である。”という御意見です。この意見には“御意見の趣旨を踏まえ「防災（復興）対策分野及び被災現場における方針決定過程への女性の参画の推進”と修正させていただきます。

以上がパブリック・コメント後の委員及び庁内での意見を踏まえての修正状況です。

佐藤会長： 詳しく御説明いただきまして、ありがとうございます。委員の方々には事前に送付されておりましたので、お目通しいただいたと思いますが、ただ、具体的に説明をしていただいて、よく分かったのではないかと思います。委員の皆様からこのことについて御意見をいただき、協議して確認したいと思っています。その前にですが、このパブリック・コメント及び市町村等からの意見に対しては、今の県の考え方というのが回答ということになるわけですか？

山谷GM： 第3次プランを公表する際に、パブリック・コメントの内容とそれに対する県の回答も併せてホームページで公表します。

佐藤会長： 今のような対応になるということですが、個々の意見とそれに対する県の考え方、それを修正したものとして今のプランの案を御説明いただきましたが、どの点についても結構ですので、御意見をお願いします。それから、ここにいらっしゃる委員の方々

では、鈴木委員からの御意見だけで、他には特になかったですね。

山谷GM： はい。鈴木委員からの御意見のみでした。

佐藤会長： では、佐藤委員どうぞ。

佐藤委員： 佐藤でございます。パブリック・コメントの22番「メディアにおける男女共同参画の推進」ということに関して、同趣旨の意見が12件あったということに対して、今の県の説明では、そういう規制をするものではないということで、「“女性”と書いているところについて一部修正します」ということになってはいますが……。私はメディア出身なものですから、いきなりメディアの方の話に触れるのはどうかと思って、実は今まで謙虚に聞いていたのですが、やはり12件あるというのは、なかなか大変なことで、青森の方は相当よく考えていらっしゃる意識が高い方が多いと思いました。40頁のところに戻りますけれども、「表現の自由」という、やはり私どもの、つまり日本という国の中でも最大限価値を置かなきゃいけないものに対して、「不快な表現に接しない自由」というように、「自由」に対して「自由」を充てているものですから、表現の自由は認められるべきなんだけれども、後半の方が言いたいことになっているんですね。だから、これは、その辺りに気づいた方が12人もいらっしゃるの、なかなか大変なことで、民主主義の基本は表現の自由ですから、まず、言いたいことを言う。問題があったら、その中で修正したり、配慮して捉え直していくと……。私は放送局の人間ですけども、一人ひとりにとっても表現の自由というのは、最大の価値を置くべきものでありまして、民主主義の基礎であります。ですので、一案なんですけど、「表現の自由を尊重した上で、同時に表現される側の人権や性・暴力表現や不快な表現に接したくない人への配慮も尊重される必要があります。」というのではいかがでしょうか。以上です。

佐藤会長： 今、佐藤委員から具体的な修正の文言も含めて、御意見、御提案がありました。ただこの12件の意見を寄せられた方は、県内の方ではないですね。

山谷GM： これは全部県外の方の御意見でございました。

佐藤委員： 事情が詳しく分かりませんので、そこはちょっと省略しておいてですね、“べきですが”ってところの文脈を少し配慮していただくと、メディアで働く人間としては非常に勇気が出るという意見です。

佐藤会長： ということで、このことに対して関心が高いというのは事実だと思いますし、実際現場にいらっしゃる佐藤委員の意見ももつともだと思いますが…。

他の委員の方々いかがでしょうか？ただ、提出された意見は要約ですので、若干ニュアンスとか何かとかは違っていると思いますが。佐藤委員、もう一度お手数ですが、修正の案の文言をお話ください。

佐藤委員： 「表現の自由を尊重した上で、同時に表現される側の人権や、性・暴力表現や不快な表現に接したくない人への配慮も尊重される必要があります。」というのはいかがでしょうということ提案です。

佐藤会長： という御意見ですが、そんなに趣旨が大幅に変わるというわけではないですよ？ 最終段階であります、勿論、協議の場にありますから、修正は可能だと思います。いかがでしょうか、他の委員の方も御意見をお願いします。

そうですね、表現の自由というのはホントに難しい問題ですね。民主主義の基本だと思いますし、それをいろんな形で規制していくことで、思わぬ結果を招くことは、あるとは思いますが。

内海委員： いいんじゃないですかね。そのあとの「接しない自由」、「接したくない自由」というのはかなり意思が強い。前段の方は「一方」でと言うより、むしろ佐藤委員の文言の「同時に」という方が据わりがいいですね。

佐藤会長： そうですね。今の内海委員のお話だと、前段は良くて、「性・暴力表現や不快な表現に接したくない人への配慮も」というところの表現は何か代案がございますか？

内海委員： 「接しない自由」と「接したくない自由」は強い意思が働きますよね。こちら側がかなり配慮しているという、熟考して文を練って書いたという印象を与えるんじゃないかという気がして…、でも、分かるんですよ。

佐藤会長： 修正するとしたら、できれば修正の文言もこの場で決定したいと思いますので、他の委員は熟考中でいらっしゃると思いますが、いかがでしょうか？

石田委員： 石田です。熟考中の途中経過なんですけども、佐藤委員が仰ったように、1つの文章の中に、「自由」という言葉が二つ入っているために、紛らわしさというか、文章としては確かに流れが悪くなっていると思うんですよ。ただ、内海先生が仰ったように、「接したくない」と「接しない」では、微妙に違うので、もしできるのであれば、「表現の自由は、認められるべきです。」と丸で切って、「同時に…」とあって、その文章があるといいのではないのでしょうか。今、私達3人が発言してるのは、全く同じことなんです、なんか文章の流れの中で、「ですが」とつくと、表現の自由という絶対的なまさしく自由主

義の根幹にかかる文が「が」っていう部分がないような感じがすると、同じ文章の中に1つは「表現の自由」で、1つは「表現に接しない自由」も尊重されなければいけない。確かに、紛らわしくなっているかなと、その意味では、ちょっと切った方がいいかもしれないなという感想を持ちました。

佐藤会長： 今の御意見ですと、その「認められるべきです」という言葉のとおりでいくと、丸で切って、「同時に…」ということにして、最後のところのそれ以下の文言は原文のままという御意見ですね。石田委員は今、熟考中と仰いましたが、一応そのような案が示されました。

石田委員： 最初、「接したくない人への配慮」はいい表現だと思ったんですが、確かに「接したくない」と「接しない」とは、ちょっと違うかもしれないなという感じがしたので、切ったら分かりやすいかなということです。

佐藤会長： という御意見が出ました。他の委員の方はいかがでしょうか？ 切ってあると、非常に短い言葉にはなりますが、「表現の自由は認められるべきです。同時に、表現される側の人権や性・暴力表現や不快な表現に接しない自由も尊重されなければならない。」前の文ですと、同じ一文に自由が二つ入っていたので、分かりにくかったけれどもということで、今の案について、佐藤委員や他の委員の方はいかがですか？

佐藤委員： ざっくりばらんに言うと、「表現の自由」という概念と、「接しない自由」というのはちょっと違うんですね。

佐藤会長： そうですよ。

佐藤委員： 同じ自由って言葉を二つ列挙しているので、やはり混乱が生じる。「表現の自由は認められるべきですが、」という何かその認めてもいいけどもということではなくて、表現の自由とは、最大限尊重するものなので、「認められるべきです」というのは弱い。民主主義の推進エネルギーとしても、これがないと、つまり男女共同参画を進めていく上でも絶対なものですよね、基本は。だけど、いろいろ気をつけなければいけないこともあるということ、ここに書けばいいと思います。自由を二つ並べていること自体がちょっと混乱を招くのではないかなという感じはします。

佐藤会長： 今の、切る表現に関しても、「認められるべきですが」にしても、やはり、その前の「認められるべき」ということ自体が弱いという、それよりも尊重した上でという表現の方がいいということですね。他にも何か御意見ありますでしょうか？ 上の方で、

「依然として一部のメディアには」ということで、暴力表現はあるとか、そういったことに対する批判は述べられていると思いますが、その後、おそらくメディア・リテラシーに入ってくるんですよね。この「不快な表現に接しない」とか、「接したくない人」というのは…。

内海委員： 価値観の問題じゃないでしょうか。「接したくない人」というのは…。

佐藤会長： あるってことですよ。でも、子どもの場合、そのへんの判断力のない場合もありますよね。

内海委員： それから、僕自身の意見で述べたんですが、文章は苦勞されて作っている。だから、自治体の県レベルが出すとなると、広く万遍に通用するようなことで、先程の文頭の方は、「尊重した上で、同時に」云々って文章にして、後半の部分はそのままだったらどうでしょうか。「接したくない」じゃなくて、「接しない自由も」というように。

佐藤会長： この言葉も「自由も」そのままですね。ではこの場で3つの案が出ましたが何か事務局の方からありますか？

神 課 長： この自由というのは、人権もそうですけど、権利というのは、自分から積極的に行使するというような意味合いがあると思います。だとしたら下の方のいわゆる「不快な表現に接したくない自由」については、「配慮」としてはどうでしょうか。上の方は「表現の自由は尊重されなければならない」と。けれども「同時に」ですね、「人権や、性・暴力表現や不快な表現に接しないような配慮も必要です」とか、どちらも「自由」という言葉に、必ずしも拘りすぎる必要もないのかなと思いますけれど、どうでしょうか。

佐藤会長： 「接したくない人への配慮も必要です」となんかあっさりした文章になりそうな感じですね。

石田委員： その場合には、仰ったように「接しない自由」云々じゃなくて、「接したくない人への配慮も必要です」とそういう意思を尊重した方がいいでしょうね。

佐藤会長： 今、事務局の神課長さんからも御意見が出ましたが、他に御意見があれば…。はい。北村委員。

北村委員： あの、段々いい方向に言葉が練られているのではないかと思います。佐藤委員が仰った、その前半の「表現の自由を尊重した上で」というところ、このところが

一番重いところなので、できたら、「表現の自由は最大限尊重した上で」という、「最大限」を入れるのはどうでしょうか。だってホントに憲法みたいなものでございますから、ここはもっと強調すべきだなと思いました。後半については、「一方」は傍らですから「同時に」というのはとても適切な言葉だと思いました。

佐藤会長： 今、北村委員は、「表現の自由は尊重した上で」というところに、更に「最大限」ということで、「表現の自由は最大限に尊重した上で、同時に」ということですね。今前半と後半のところで分かれています、それぞれ、言葉が練られてきたかなとは思いますが、他に御意見ございませんでしょうか…。

では、取りまとめの方に入らせていただいてもいいでしょうか。

賛否を取った方がいいのか分からないんですが、今出されている案は、とにかく変更するというところで、「表現の自由は最大限尊重した上で、同時に表現される側の人権や、性・暴力表現や不快な表現に接しない自由も尊重されなければなりません。」というのが第1ですね。前半だけ変えて後半はそのままという。もう1つは、石田委員の「表現の自由は認められるべきです。同時に」以下は同じでよかったんですね。もう1つは、「表現の自由は最大限尊重した上で、同時に表現される側の人権や性・暴力表現や不快な表現に接したくない人への配慮も必要です。」今のところ、出された意見を大まかにまとめて今の3つかなと思うのですが、一番最初のが第1案、二つ目が第2案、三つ目が第3案ということで、ちょっと御意見伺いたいと思います。

第1案は、最初の「表現の自由は最大限尊重した上で」というところを変える。

第2案は、「表現の自由は認められるべきです」というところで切り、後の「同時に」以下は同じ。

第3案が、「表現の自由は最大限尊重した上で、同時に、」その後の文言は一部同じで、「不快な表現に接したくない人への配慮も必要です。」と中を除いて全面的に変更ってことですね。

では、第1案に御賛成の方は手を挙げていただいてよろしいでしょうか。では、第2案…。第3案…。(第3案賛成多数) では、まとまりまして良かったです。一応審議会の意見としては、第3案で修正していきたいと思います。

チェックしてください。「表現の自由は最大限尊重した上で、同時に表現される側の人権や性・暴力表現や不快な表現に接したくない人への配慮も必要です。」よろしいでしょうか。では、このような修正で行きたいと思います。

他に御意見ありませんでしょうか？ はい木村委員どうぞ。

木村委員： 木村でございます。よろしくお願いたします。今の「表現の自由」、憲法第21条に規定があったと記憶しております。具体的文言こそありませんが、その中で、報道の自由は含み、取材の自由は、尊重に値するものと解されております。又、表現の自

由の表裏として、知る権利がございます。よって、尊重の表現の中に「最大限」という言葉を取り入れたということはすばらしいことではないかと感じておりました。

今のメディアに関することは12件でしたが、更に多かった意見として女性に対する暴力の根絶。その部分に関しては、パブリック・コメント結果一覧の1頁の2及び2頁目の下から2つ目の19番という形で12件もの同じような内容がありまして、私もこのところには特に配慮した形で、以前も何回か意見を提案させていただきました。また、事務局の方にもすばらしい文言に修正していただいた部分ではあったのですが、まだまだ女性にだけ偏ってしまったような内容表現になってしまったのかと、受け止めております。38頁に赤字で修正して加えていただいているように、「すべての暴力は」と大きく枠をくくっていただいて、2行目に関して「特に女性が被害者になる」ケースが多いと加筆修正いただいたということで、これはこの修正案のままでいかればどうかと思っておりました。以上です。

佐藤会長： はい、どうもありがとうございます。やっぱり今、女性ということに焦点をあてた、あて過ぎると男性はどうなのかという御意見が出るようになっていいるなど、少しはそれを反映できているのかなとは思いますが…。他に先程から御説明いただいております、パブリック・コメントあるいは市町村からの御意見に対する修正について、特に御異論はございませんでしょうか。はいどうぞ、内海委員。

内海委員： 2つあります。1つは最初に聞くべきだったんですけど、このパブリック・コメントへの意見等は、ネットかFAXか内訳が聞きたかったこと。もう1点は、「障害者」の「害」なのですが、僕は今、この11日に三沢ハーモニープランの改訂版をほぼ作り上げる方向まで来たのですが、先を見ますと、どうも「害」はひらがなになりそうだから障害の「がい」はひらがなにしよう。で、もしこのまま漢字でいった場合に、「がん」と同じようにひらがなで使いましょうといった時には、その時点で表記を変えるということでもよろしいのでしょうか。

山谷GM： 障害福祉課と協議した結果で、国自体が漢字を使用しているということと、国と障害者団体等との協議でひらがなにするという合意に至っていないという状況から漢字といたしますが、将来的にひらがなが変わった場合は、県の男女共同参画プランも変更することになります。

パブリック・コメントの提出内訳は、19件の内1件が手紙で、それ以外の18件はインターネットのメールです。

佐藤会長： では、今の「障害者」の「害」の字は、国及び県の方で方針が決まって、全部改められた段階で、こちらに使っているものもそれに併せて変えることになるだろうと

いうことです。

他に御意見ございませんでしょうか？この協議をもって、一応、最終的な修正案の取りまとめになります。はいどうぞ、北村委員。

北村委員： パブリック・コメントに関わりませんが…。まず、21頁の重点目標2のところですか。ここの〈現状と課題〉のところを、前回読み落としてしまったんだと、今思っているんですが、県のこれまで取り組んできた施策について、少し述べられています。この前半には、計画の策定にあたってということで国の男女共同参画推進の流れ、そして、県として、婦人行動計画の策定とかがあって、きっちり歴史を踏まえてくださっています。この女性の人材と能力開発について県がこれまで取り組んできたことは沢山あるんですけど、全部網羅出来ないもの、きっちり足跡を残しておかなければならないものもいくつかあると思うんですね。ここに「あおもり女性大学」とか「ウィメンズアカデミー」が記載されていますけれども、それより以前に私も出していたんですが、女性の海外派遣というものがあって、これは文部省と国立婦人教育会館とかが主催し、全国各県から女性2人位ずつ選抜で連れて行ったのがずっとあります。それから「婦人の船」のちに「女性の船」というのもありましたよね。私たちの女性先輩がそういうものに参画してリーダーとして活躍されて、今日私たちにバトンタッチしてくれたということが歴史上ありますので、盛り込んでいただいたら、これからまた第4次、第5次、第6次と改める時に、後輩たちがこういう足跡があったのかと分かっていたかなと感じました。

それから、41頁。ここにドクターもいらして専門家もいらっしゃるんですが、「生涯を通じた男女の健康支援」のところ、毎年自殺者が3万人というのは全国ですよ。他の項目では青森県の現状と課題を述べており、青森県は全国でも自殺率が高い訳ですから、きっちり全国はどうで、青森県ではどうで、青森県で自殺する人はだいたいこういう世代だということに記載してもらいたいです。

山谷GM： 女性の人材育成は、最近取り組んでいる人材育成中心に記載させていただきました。

それから、自殺は警察庁の数字から実態を記載していますが、青森県の数字が探せなかったというのがあります。

佐藤会長： 今、自殺対策基本法が出来ていますので、毎年統計が出ていて、青森県のも、そのまま出してこれるか分からないんですが、1部入っていると思います。それに13頁④「社会情勢の変化による新たな課題等」の1番最後の段落に「心の健康面においては、様々な社会構造がもたらすストレス等によるうつ病の増加が問題となっています。なかでも自殺者数は全国で3万人を超えており、青森県では自殺率が高くその7割が男性であり」という文言が入っていますね。今の全体的な社会情勢のところ、新たな課題と入れてあ

りますので、41頁には青森県のことについて入れてはどうでしょうか。岩手と秋田と青森と東北3県がいつも順位を争っているという状態なので。

山谷GM： 「平成23年度青森県の男女共同参画の現状と施策」の61頁に青森県の自殺の数字が出ております。これは厚生労働省の人口動態統計の数字で、プランで述べている「3万人を超えて、その7割が男性・・・」は警察庁の数字なものですから、どちらの数字を使うか等も含め、青森の数字に置き換えた場合の答申の書き方についてご相談したいのですが・・・。とりあえずこの部分を括弧で括っておき、青森県の数字に置き換えます、と記載して答申するというふうにはいかがでしょうか。

山谷委員： 議長よろしいですか。事務局とそれから議長に、今の趣旨を違えないような形で、字句の修正その他については一任するというので、ここで一応、皆さんの決議を取っておいた方が、事務局としては動き易いのではないのでしょうか。

佐藤会長： 山谷委員から御提案がございましたので、そうさせていただきますよろしいでしょうか。（賛成の声）では、事務局と私、それから会長代理の内海委員にも加わっていただいて、御一任いただくことで決定させていただきます。

それから「婦人の船」、「女性海外派遣」の記載につきましても、皆様の御意見を伺います。確かに青森県の今日まで続いている、女性の方々の働きというか、そのための人材養成事業としては、海外派遣とか女性の船が果たした役割というのは大変大きいと思います。ただどの辺りぐらいまでを視野に入れてここに記載するかということなんですが、この女性の船っていつ頃でしたかしら？

山谷GM： 平成3年から始まり平成11年で終了しています。女性海外派遣はかなり古くから行ってまして・・・すぐにいつからいつまでとはお答えできないのですが・・・。

佐藤会長： 委員の皆様いかがでしょうか。21頁の3行～4行目からになりますけれども、「あおり女性大学」が1999年から始まっていますので、その前に今出ました「女性海外派遣事業」と「女性の船事業」の2つを入れていただくというのは、そこ入れるだけの作業であれば、そんなに繁雑ではないと思いますし、おかしくないと思うのですが。

内海委員： サラッとがいいと思います。海外派遣は今の女性のリーダーになってる人が多いですよ。

佐藤会長： では今の2つの事業を、ここに先程言ったような形で入れるということについては、御異議ございませんでしょうか？では、そのように修正させていただきたいと

思います。

益城委員： 1つ確認させていただいてよろしいでしょうか。13頁の自殺者のところで、「青森県では自殺率が非常に高くその7割が男性であり・・・」という文章を読むと青森県が7割かなと思うんですが、今までの話を伺っていると、全国が7割ということで、この表現でいいのかなと思いました。

佐藤会長： 全国的な傾向とほぼ青森県も同様だと思います。これについても先程の文言と併せて、きちんとデータを確認した上で、記載したいと思います。他にございませんでしょうか？

では、本当に最後まで審議を尽くし、出来上がったと思います。まだ一部はこれから差し込むところもございますけれども、当審議会として、多くの委員の方々の積極的な意見を基に答申案を作成できたと思っております。では「第3次あおもり男女参画プラン21」の答申案については、今お話にでましたもので確認させていただきたいと思います。

先程も申し上げましたけれども、この審議会の終了後、私と内海会長代理とで県庁に場所を移しまして、佐々木副知事に答申をお渡しする予定としております。委員の皆様には私どもが代表しますことを御了承いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは2つ目の案件に移ります。まず、「新あおもり男女共同参画21の関連指標」の進行状況について事務局から御説明をお願いします。

山谷GM： それでは、大きいA3版資料4を御覧ください。現在の「新あおもり男女共同参画プラン21」に関連する10の指標の進行状況を説明させていただきます。

まず、【基本目標Ⅰ】「施策・方針決定過程への女性の参画拡大」は2つの指標があり、指標1は「県審議会等の女性委員比率」です。基準値が平成18年4月の40.4%で、目標値は今年度で50%を目標にしておりましたが、今年4月で40.0%です。これは、9割以上充て職の審議会を除いた数字でございますが、最初の審議会でもお話ししたとおり、第3次プランからは全ての審議会での登用率を出すこととしています。全体の数字では、平成23年4月で32.7%で、平成28年度5年後は40%以上を目標にすることとなります。

指標2「女性人材バンク登録者数」は平成18年3月の基準値が213人で、平成23年度の目標値が275人です。現在登録人数は280人ということで、目標値はクリアしております。

【基本目標Ⅱ】「職場・家庭・地域における男女共同参画の実現」には3つの指標があり、指標3は「育児休業取得率」です。平成20年度の基準値が女性76.7%、男性が0%で、平成23年度を目標値として、これは平成20年度の全国取得率ですが女性90.6%、男性1.23%としています。現状値は平成22年度の女性81.1%、男性0.8%と

なっており、実現に向けては厳しい状況にあります。

指標4は「家族経営協定締結農家数」です。基準値は平成18年の520戸で、目標値は平成23年度の940戸です。現状値は23年3月現在で886戸。目標値は「青森県農山漁村男女共同参画目標」の平成24年度1,000戸を掲げ、農林水産部では一生懸命に取り組んでいるところでございます。

指標5は「放課後児童クラブ等設置率」です。これは、放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施されている「放課後児童クラブ」と、「放課後子ども教室」のうちで放課後児童クラブと同等の開設日数（年間200日以上）を有する教室の県内総小学校数に占める設置率になります。基準値は平成18年の59.2%で、目標値は今年度75%です。平成22年度の現状値が80.9%なので、目標はクリアしています。

【基本目標Ⅲ】には2つの指標があり、指標6は「DV予防啓発セミナーにおける理解度」です。毎年県内の中学校で開催しているDV予防啓発セミナーでのアンケート回答で「よく分かった」という割合が、現状値は平成20年度の96.7%で、平成23年度の目標値は96.7%以上としています。現状値は平成22年度の98.7%なので、目標値をクリアしています。

指標7は「乳児の死亡率（出生千対）」です。基準値は平成21年度の2.5で、目標値は平成23年で「現状値の2.5を減少させる」なのですが、23年6月に平成18年から22年までの平均を出した数字では2.7となっており、「減少させる」という目標は達成できていない実態にあります。

【基本目標Ⅳ】には2つの指標があり、指標8は「男女共同参画基本計画策定市町村割合」です。基準値が平成18年4月が17.5%で、目標値は平成23年度に60%です。平成23年4月段階では42.5%ですが、今年度8市町村がすでに策定済で、先日40市町村のうち24市町村の策定となりましたので、60%となり、目標達成です。

指標9は「男女共同参画センターホームページアクセス数」です。現状値は平成18年の13,470件を、目標値は23年度23,000件としています。現状値は平成22年度の21,286件であり、目標に向かって見やすいホームページの工夫を重ねてまいります。

【基本目標Ⅴ】「国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進」には指標が1つで、指標10「国際交流ボランティア登録者数」です。基準値は平成18年度に156人で、目標値は平成23年度に370人です。現状値は平成22年度で385人の登録者数がございますので、目標値はクリアしています。

以上で、指標の説明は終わらせていただきます。

佐藤会長： はいどうも。これは現プランの中での目標値ということですよ。24年度から今回の答申に基づいて第3次のプランになりますよね、そうすると、この指標もそれ

に関連して変更になる予定ですか？

今、私たちがこれについて意見を述べたものがどんな形で反映される可能性があるのかということをお聞きしたいのです。指標を設定されるのは庁内の推進会議ですよ。だから他の施策との兼ね合いもあって、実績の可能性のあるものも含めてということだったと思うんですが、今期最後の審議会メンバーによる意見ですので自由に出していただいて、次のときにこの指標にしてほしいとかってということも言って構わないのでしょうかということなんですけど。

山谷GM： 新しい指標に関してはまだ決定ではありませんので、本日の御意見をいただいた上で検討させていただきます。

佐藤会長： そうですか、自由に意見を出していただいて、取り入れられるところは取り入れていただくことでよろしいですね。

では、今御説明いただきましたことへの質問も含めて御意見を伺いたいと思います。

委員の方々は、今お考え中だと思いますので、私からいくつか意見を述べさせていただきます。今後変わる可能性があるかも知れないんですけど、新プランも前プランとそんなに大きく変わっていないので、そのことを踏まえた上なのですが……。基本目標Ⅲに「乳児死亡率」という指標があります。これも重要な指標ではあると思いますが、私は、男性の自殺率を新たな指標として設けていただけないかと思います。

それからもう1つ。これも前から出ていた意見だと思います。基本目標Ⅳ－9の指標の「男女共同参画センターホームページアクセス数」についてですが、ホームページにどれだけアクセスしているかというのも1つの関心の目安になるかもしれませんが、それよりもむしろ、直接的なものとしてアピオあおもりへの入館者数あるいはそこで行われている男女共同参画事業の年間の参加者数です。新たな指標として設けていただけないかなと思います。これは私の個人的な意見です。

他に指標について御意見等ございませんでしょうか。はいどうぞ。富山委員

富山委員： 基本目標Ⅲの乳児死亡率ですけれども、これは減少を目指してもなかなか数字そのものはおそらく1人2人変わっただけで変わってくると思います。そして、実は人工授精だとかいろいろな問題があり、一概にこの死亡率というので母子保健云々とは言えないと思うんですね。これからそのままこれを目安にしていくのか、それとももう少し別な……。年間乳児死亡数は少ないので、死亡率の数値の推移よりも個々の内容を検討していく方が有益かと思います。

佐藤会長： 今、たまたまですけど、同じ指標に御意見が出ました。もう1つですが、指標6「DV予防啓発セミナーにおける理解度」。これも100%が目標で、96.7%まで

いっており、これ以上にありえないと思うので、セミナー実施率にしてはいかがでしょうか。県内の中・高校の何パーセントがこの予防セミナーを実施したかという実施率にしてはいかがかなと思います。県の方でも実現可能性ということ考えた上での指標だと思いますが、DV予防啓発は今回の答申の中でも施策の方向の重要なものに掲げてありますので、実施率という方向で指標を作っていただけたらと思います。

山谷GM： 中学校に対するDVセミナーですが、国の人権の予算で年間6校と決まっているものなので、実施率といっても・・・

佐藤会長： 毎年の6カ所は決まったものではなくて、もう何年もやっていると思うんですよね。あと新しい光交付金の事業で、ここの審議会での発言がきっかけとなって、こどもみらい課で今年度10件プラスで実施するのも開始されています。その辺りもお調べいただいた上で、決まったものであったとしても、順次積み重ねていって、いくつまでいくという形でいいのではないかと思います。どこまで進んだかと分かりますので。

山谷GM： 分かりました。関係課とも協議させていただきます。

北村委員： 農業分野の斉藤さんがいらっしゃいますけれど。農業分野の方で食料生産する現場を担っている女性たちの底上げというか、それに取り組む家族協定とよく言われるんですが、これも伸びてきています。前回の会議の時も話題になりました今問題になっている農協の理事数であるとか、それから農業委員の登用率というものも指標として出してもよろしいんじゃないでしょうか。やはり青森県は農業県で、メインの基調的な産業は農業だし、そこに働く女性たちに光を当てるという意味でも指標として何らかの形で、取り上げていただくことは大事なのではなかろうかと思います。

佐藤会長： はい。以上のことも意見として記憶していただきたいと思います。他に、まだ発言いただいていない斉藤委員いかがですか？

斉藤委員： 「家族経営協定の締結促進」と掲げてありますけど、協定を締結してその時のメリット等を何らかの手段で掲げて欲しいなと思うんです。そうすれば、じゃ我が家でも締結しようかとか、そういう思いで進んでいくのではないかなと。私達、ビック・ウーマンでは、この家族経営協定の締結に対して一生懸命頑張っているんですけども、「そんなものを結んで何になるんだ」とか、そういうまだまだ考えが固まっていないところもいっぱいありますので、県として締結した場合のメリット等も掲げて欲しいなと思っています。

佐藤会長： 今の御意見はこの指標そのものを変えるってことではなくて、働きかけてい

く時にメリット等を強調して欲しいということですね。

斉藤委員： はい、そうです。

佐藤会長： では、承っておきます。他になければ次の議題に進ませてもらってよろしいでしょうか。時間の関係で先を急がせていただきますが、指標については以上にさせていただきまして、3つ目の議題で「平成23年度版青森県の男女共同参画の現状と施策」について、簡単に御説明をお願いしたいと思います。

山谷GM： はい。それでは、ピンクの冊子「平成23年度版青森県の男女共同参画の現状と施策」をご覧ください。これは県の男女共同参画推進条例第7条に「知事は、毎年、男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。」とされておりますので、毎年、男女共同参画に関する青森県版の白書という形で作成し、当審議会に御報告するとともに、関係機関への配布、それから、ホームページの掲載を行っております。表紙には、今のプランで大目標になっております「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」を載せております。

では、目次をご覧ください。この白書は3部構成になっており、第1部が「男女共同参画の状況」で、県の現状を主要データから説明しています。第2部「平成22年度推進状況及び平成23年度推進計画」は、現行の新プランの体系に沿って県の取組を具体的な事業で平成22年度の実績と平成23年度の計画として記載しています。第3部は「資料編」で関連データ、関連法令、それから相談窓口等について掲載しています。

全体の内容は昨年と大きく変わっていません。数値や事業等を最新のものに置き換えております。

第1部10頁「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」では、11頁の県議会議員の一般選挙における候補者数及び当選者数が、第17回の平成23年4月10日の今年の選挙で女性の議員の割合が一番高くなっています。

16頁には、県の知事部局等の職員の役付女性職員人数を掲載しています。役付き女性職員比率は年々徐々に上がり、平成23年度は24%となっています。

第2部81頁からは、県の現在のプランの体系に沿って、取組んでいる事業等の説明をしています。

92頁は、本日資料4で説明させていただいた最新の指標の状況でございます。

93頁から103頁までは、各種施策がどの課のこういった事業で実施されているのか、平成22年度と23年度の事業の一覧でございます。

実は女性に限ったことではありませんが、94頁(4)「女性のチャレンジ支援事業の推進」の⑫に「女性の起業家への支援」ということで「青森県未来への挑戦資金」という特別保証融資制度があります。これは金額的に一番大きいので説明させていただきます。県

では様々な事業を起こしたりする時の特別融資制度を実施しており、融資総枠が平成22年度から平成23年度にかけて50億円位だったのが100億円規模になっています。

104頁から具体的に個々の事業内容を説明していますが、当課の事業を説明させていただきます。

110頁の「仕事と家庭の両立のための雇用環境の整備」は今年度当課で力を入れて事業を実施しています。佐藤会長も表彰された(1)「いきいき男女共同参画社会づくり事業」。この表彰制度では、様々な働きやすい環境整備を行っている企業を2社表彰させていただいています。

それから(3)「持続可能な仕事と生活の調和推進事業」。最近よく言われていますワーク・ライフ・バランスについて企業に働き方を見直してもらうことが重要だろうということで、働きやすい環境整備をしている企業の登録制度を始めました。登録企業については県でどんどん積極的に宣伝していくという形で、広めて参りたいと思っております。

それから2「家庭生活における男性の参画の促進」では、男の介護ビギナー応援事業で男性の家事・介護の技術的な講座や介護講演会を開催しています。これは開催市を巻き込んだ形で進めております。

113頁(5)「みんなで支えるパパ育・ママ育応援事業」。男女共同参画の視点で子育て中のお父さんに育児参画を働きかけるほか、両親の成長を促す講演会等を実施しています。

119頁(7)「子育て男女自立支援事業」。母子家庭・父子家庭の方々にスキルアップしていただいて、就職に結びつけてもらうような各種の講座を託児とタイアップして県内3カ所で実施しております。

最後152頁に「男女共同参画推進関係予算額の概要」を掲載しています。平成22年度当初予算から平成23年度当初予算の比較で見ますと、減っているものもありますし増えているものもあります。154頁には、平成22年度から23年度に総額で55億5千6百万円ほど膨らんでいます。その51億円以上が先程説明しました特別融資制度の枠での拡大です。

また、保育関係の子育て支援対策も相当な力を入れており、約3億円位の増になっています。以上、簡単にみてまいりました。

佐藤会長：ありがとうございました。大変丁寧にまとめていただいたものを、簡単にかいつまんで御報告していただきました。これにつきまして質問御意見等ございましたら…。北村委員どうぞ。

北村委員：65頁の意識改革のところですけども、ここに各市町村の動きとか市町村基本計画が策定されているところであるとか、条例策定のところが掲載されていますが、青森市は全国の都市の中でも男女共同参画都市宣言をしていますよね。平成8年に8番目

に30万人都市としては初めて都市宣言しているわけですから、貴重な事例だと思います。その辺も次回作る時は盛り込んでおかれたらどうでしょうか。

山谷GM： はい、分かりました。

佐藤会長： 時間が迫っておりますので、今まで御発言いただけていない委員の方に御意見、あるいは御感想でも結構でございますので、お願いしたいと思います。日景委員と鈴木委員どうぞ。

鈴木委員： これはお願いですけれど、先程の指標とも関わってくるのですが、職場におけるポジティブ・アクションというものを目標に掲げていますので、是非、調査項目の中にポジティブ・アクションをしている企業の割合の数字について、指標として掲げるかどうかは別にしまして、是非、実態の把握をお願いしたいと思っております。

佐藤会長： そうですね。先程、ワーク・ライフ・バランスは力を入れて企業に働きかけると仰っていたので、今のポジティブ・アクションについても実施事業数等を何らかの形で把握して公表して欲しいということによろしいでしょうか。

それでは、日景委員お願いします。

日景委員： ちょっと気になっていたというか、前も質問したようにも思うんですが、資料4の目標値というのが、例えば、3番目の「育児休業取得率」というのが今日のメインの審議の考え方と関わる場所があるかなと思うんです。勿論、基本的に取りたい人が取れるってことが大事であって、数値として出すというのは、私としてはちょっと抵抗があるところではあります。だから、皆が取りたかったら100%でいいし、そうじゃない人もいたり…。その、育児休業の例えば女性が90.6%って妥当な目標値なのかなというのがよく分からないところなんですね。目標値が妥当だと思うものも沢山ありますが、でもそうじゃない、例えば単純に平成20年度の全国の取得率を目標値にするのが、果たしていいのかなってようなことがあって、その辺が、じゃ私の中でどうしたらいいのかって無いものですから、疑問だけで終わるんですけども。

佐藤会長： 仰っているように、どれぐらいの人が取りたいかってことも分かっていないのに、ただ目標の%だけ掲げるのはということは確かにあるのかもしれない。ただ国の方も一応目標値で何%とかと挙げてやっているんで、これを1つの参考としているのだと思います。とにかく少ないので取得する人を増やすというか、上げるということだと思うんです。だから、それに関する調査は行っていますが、取りたい人がどれだけ取れているかというのは、指標として掲げるのはちょっと難しいところかなと思います。

日景委員： そうですね。はい。

佐藤会長： ではこれで当審議会の審議を終了させていただきます。今期の審議会は新しいプラン策定ということに関わりまして、委員の方々の積極的な御発言、それから取組をいただきまして、ありがとうございました。

つたない会長ではありましたが、この間、会長を務めさせていただきまして、本当にありがたく思っております。皆様それぞれの場で御健康に留意されて、男女共同参画の推進に御尽力いただきますようお願いしたいと思います。今日は本当にどうもありがとうございました。

神 課 長： 本日は答申をまとめていただきました。大変長期間に亘りまして、熱心に御審議をいただきありがとうございました。答申はこの後、知事に代わりまして佐々木副知事がお受けすることといたしております。県ではいただいた答申を尊重しながら策定作業を進め、2月上旬の推進本部会議の決定をもちまして策定の予定としております。

来年度からは、新たなプランに基づきまして、男女共同参画行政の推進を図って参ります。皆様現メンバーでの審議会は本日が最終となります。これまでの御協力に深く感謝を申し上げ、本日の審議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。